

令和元年度第3回仙台市ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会会議録

- 1 日時 令和元年11月6日(水) 10:30~12:00
- 2 会場 仙台市役所上杉分庁舎7階 子供未来局第1会議室
- 3 委員出席数 委員定数10名
出席委員10名, 欠席委員0名
 - (1) 出席委員 菅田賢治座長, 加藤和子委員, 粥川登喜子委員, 君島昌志委員, 立岡学委員, 堀内直子委員, 三浦じゅん委員, 門間尚子委員, 吉田彩乃委員, 米山健司委員
 - (2) 欠席委員 なし
- 4 会議録署名委員 菅田賢治座長, 君島昌志委員
- 5 議事
 - (1) 協議事項
 - ①仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(仙台市ひとり親家庭等自立促進計画)中間案について
 - ②パブリックコメント手続きの実施について
 - (2) その他

議事要旨

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 協議事項
 - ①仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン(仙台市ひとり親家庭等自立促進計画)中間案について
資料1-1, 1-2に基づき, 子供家庭支援課長が説明。

(質疑応答)

菅田賢治座長

それでは, 質疑応答に入るが, 膨大な中間案になっているので, 章ごとに区切って, 委員の皆様からご意見, ご質問等を受け付けたい。

まず、中間案の第1章、計画の基本というところで、ご質問、ご意見等あるか。
骨子案から変わったところは、全ての法律等々に番号も明記した点である。

堀内直子委員

マザーズハローマークの堀内です。3ページの用語の定義のところ、「母子家庭等」に、父子家庭も含まれており、また「母子家庭の母等」に父子家庭の父も含まれている。父子家庭が入ることは定義まで見ればわかるが、表記上も対で入れるのは難しいか。この言葉自体出てくるところが、そう多くない。母子家庭等就業支援セミナーなどの研修会には父子家庭の父が来ることを想定していないからなのか。それともスペース上の問題なのか。

事務局

基本的には全体を通じて両方を指す場合はひとり親家庭という言い方をしているが、法律上母子家庭等が両者を指すこともあり、このような用語の定義をしている。実際プランの中で全体通じて見直してみるが、もし差し支えなければ、ひとり親家庭という表現で統一して、何か個別の事業でそういった箇所がなければ、表記は整えたい。一般的に母子家庭等といったときに、母子家庭と寡婦を指すのか、母子父子家庭を指すのか、少し混乱してしまうので、基本的にはひとり親家庭、ひとり親家庭等という表現で一般的には足りると思うので、全体を通じて調整する。

堀内直子委員

ぜひ検討いただければと思う。

菅田賢治座長

そもそもひとり親家庭という名称になったのは、昭和60年に東京都社協が東京都内の母子家庭の調査をした。そのときに調査の中心になったのが、当時明治学院大学の山崎美貴子先生、今神奈川県立保健福祉大学の名誉教授であるが、その方が中心になって調査をした。そのころに、いわゆる母子家庭を欠損家庭とか、崩壊家庭という差別的な言い方で表現する方もまだ多くいた。親は1人でも2人でも家庭は家庭なのだという認識で、当時ひとり親家庭というのを初めてその調査で使った。それが、今現在は国も含めて、都道府県の自立支援計画についてもひとり親家庭という言葉が普通に使っているが、実はそういう経緯があって、ひとり親家庭という意味は、親は1人でも2人でも家庭は家庭なのだ、そこに差はないのだという差別に対する啓蒙・啓発の意識があって、ひとり親家庭という言葉がだんだん定着してきた、この30年間で。そういう経緯がある。

次は第2章「仙台市におけるひとり親家庭の現状と課題」というところで、ご質問、ご意見等あるか。

米山健司委員

図表4の解説の説明部分に、ひとり親家庭となった理由で、左から順番に入っているが、右のほうが非常にパーセンテージが小さくなっているのも、非常に見にくい感じがして、2本線で囲うのではなくて、1本線で引っ張ってくるとか、何か説明の表現をご検討いただきたい。

事務局

技術的にできる範囲で調整してみる。

立岡学委員

ここでもかなり議論された内容って、やっぱり養育費の内容とか、あとこのアンケートの中に面会交流の部分が書いてあったりとか、あとはこれは座長から厳しく言っていたと思うが、公的支援制度が認識されていないということ。これはもう今回の新しい計画からは、改善していかなければいけないのではないかとこのところ、表現が弱いのではないかと思ったので書かせてもらったのが、実際に養育費の部分に関してだが、先ほど課長からも養育に関してはちゃんとやる、検討すると記載されている、この後のほうには。でも、検討するというと、検討で終わってしまうかなと思うので、やっぱり必ず養育費に関しては、何らかの取り組みを実施する、できる限りいつからというのをきちんと明記すべきだと思っている。

それで、今回参考資料として、明石市の市政だよりである。ちょっとだけ見てもらったほうがわかりやすいが、月に2回市政だよりとして出ている。市長が相当力を入れていて、さまざまなテーマで取り組みを進めている中において、やはりきちっと養育費に関しても実際には立てかえのパイロット事業みたいなものを始めて、実際に子どもの養育費に関する検討会というのを本年10月11日に開き、取り組みを進めるというようなことでスタートしているということも聞いている。

またこの市政だよりは読みやすい。仙台市の市政だよりより読みやすい。そこからすると、結局は広報の部分に関して、読みやすさというようなところがすごくあるのかなと。これを見ると、何だかんだ言いながら、ここに相談すればいいんだなみたいなのが一目瞭然的にわかるかなというものも、スペース的にも絵的にもわかるのかなとちょっと感じたので、養育費について、まずは何らかの取り組みを実施するという形にしよう中で、具体的なことはまた検討していく必要はあるのかなと思うが、明石市にできているのであれば、仙台市にできないはずはないという期待を込めて、ここでお伝えしたいと思っている。

それと、面会交流支援に関しては、アンケートの中における自由記述として記載されているが、そのほかの部分に関しては、面会交流という部分が、私なりが読む限りではないのではないかと思ったので、実際に明石市、全国初でやっているということで、もう取り組みがスタートされているから、ある意味いろんな相談の窓口をつくるという形であれば、どこかがこの面会支援を実施するという形で担ってもらえるようにすればいいのかなと。そこはどこにやってもらうかとか、どこがやるかは、当然検討の余地はあるのだろうと思うが、その辺も既に実施自治

体があるから、そこを参考に何らかの取り組みを前に進めるということも計画に盛り込んでもらう必要はあるのかなと思った。

あとは、本当に広報の部分である。ここに関しては、一応見てもらっている感じだが、何らか、実際に「うえるびい」に関しても好評である。ただ、やっぱり膨大だということだから、何かうまい広報の仕方とか、見せ方みたいなものを検討してもらえればいいのかというのと、やっぱり5年間の計画なので、1年目でこのぐらい、2年目でこのぐらい、3年目でどのぐらい、4年目、5年目という具体的にどこまで進めていくというようなところも、明確にできるところは明確にしてもらったほうがいいのかなと思っている。

とりあえず第2章の部分に関しては、一応養育費のことと、面会交流のことと、公的な支援制度の認知の部分に関して、アンケートの中においてわかっていたら使っていたということが書いてあるのであれば、やはりきちんとやるべきではないのかなということで、一応参考資料もつけた形で意見として出させていただく。

菅田賢治座長

明石市長は私も会って話したことがあるが、中核市では珍しく児童相談所設置市である。弁護士も専任で配置しているというところで、子どもの養育に関しては非常に熱心な市長である。彼がイニシアチブをとってやっており、熱心な方である。彼が今の明石市を動かしているというところで、今お話しされたとおりでである。

あと、数値目標についても、今計画に数値を入れるというのがはやりの時代になってきて、今仙台市でもやっておられる社会的養育推進計画という10年計画なのだが、それについても国からはなるべく数値を入れるという話がある。ただ、これについては、まだ予算はこれからである。事務局が今一生懸命予算を獲得しようとしているところで、数値目標はかなり厳しいかなと私自身は思う。ただ、この方向性でやっていくのだと、そしてなるべくその方向性を推進するためには、財政局から予算をいただくということで、事務局も苦勞されているところなので、そこはやはり数値目標は入れられるものは入れていただくとしても、難しいところもかなりあると私は認識している。

事務局、何か。

子供家庭支援課長

今ご指摘いただいた箇所、今まさに座長からお話しいただいたように、財政当局とも調整を、新年度予算に向けてしているところである。先ほど説明の中で力を入れて取り組んでまいりたいと思っている事業は、第4章に個別に書いてある。ここの表現、今は検討するという表現にとどまっているところもあるが、今後の最終案に向けて、もう少し取り組みの力の入れぐあいという部分で、表現など見直せるところもあろうと思っている。最終案では、明確な表現で言えるところはそのような形で記載したいと思っている。

子供育成部長

5年計画というのはなかなか難しく、役所の場合はどうしても1年、1年の単年度予算なので、来年何する、再来年何する、この年何するというのは、基本的に書くことが難しい。なので、方向性を示すという形になり、翌年度、令和2年度予算がついたとして、その後どうなるかという保証はないので、そういった意味ではどうしても取り組むとか、検討していくとか、目指すというトーンにならざるを得ない。ある程度明確に近く書けるのが、先ほど説明したように、例えば区役所の総合拠点に取り組むとか、これはつくと書いているが、これは法律で令和4年度までつくりなさいというふうに法定なので、自治体としては必ずつくることになる。あるいは、児童相談所の方針を国で示しているものについては、自治体としては、そういったものは結構明確に書いてあるが、個々のソフト事業で単年度予算で回していくものについては、どうしてもなかなか表現上は明確に書けなくて、こういう形になっている。

菅田賢治座長

養育費の立てかえというの、本当はあったらいいと思うが、これはフランスの場合も国として養育費の立てかえをするということをやっているが、日本はまだそこまで法整備が行っていない。その法整備がない限りは、ちょっと単独の市で養育費の立てかえというの、なかなか難しいかなと思う。でも、本当に要望としては国に養育費の立てかえを、フランスのようにしてくれという要望というの、していかなければならないなと思っている。

私のほうから1つ。前回調査との比較をされていて、例えば7ページの図表6のところ、前回、平成24年の調査と比較してというところだが、「16.3%の改善」という表記であるが、よく見ると「16.3ポイントの改善」ということではないのか。

あと2、3カ所あったと思う。

では、この同じ章の中であるが、2の課題を22、23ページに課題をまとめていただいたが、この辺についてのご意見、ご質問等あるか。前回、表現などで当事者が読んで不快に思うような表現はということで手直しされたということだが、そのほか何かあったら。

三浦じゅん委員

この課題は大体ボリュームとしては2ページだが、大体これぐらいのボリュームでまとめるというようなことに、毎回なっているのか。もっと書き込んだほうがよいのではないか。

子供家庭支援課長

過去のプランなどでも大体2ページから3ページで、課題というところをまとめて書いているのに倣って、大体2ページぐらいを目安に、全体のボリュームの中で今回もまとめた次第である。

菅田賢治座長

前回のプランだと3ページである。ただ、大きく課題は4つにまとめてあるのは同じである。

では、続いて第3章「計画の基本目標と施策の基本的な方向性」、4つの方向性を示していただいているが、それについて何かご意見、ご質問あるか。

立岡学委員

プリントで最後の4番目につけたが、基本的に方向性として複雑でいろんな課題を抱えている、一つの課題だけではないという人たちがふえている中において、総合的とか包括的という形で記載されているのかなと思うが、今国の議論の中でも同様の問題を問題視しているという中において、今地域共生社会の検討会とかがなされている中において、新しい枠組みとして断らない相談というのと、かかわり続ける支援というのと、あとは支え合う関係性の育成支援みたいな形が明確に打ち出されて、中間取りまとめもあって、ほぼほぼこの方向性に進むということが一定程度見えている状況の中において、何らかそこも見据えた上で断らない相談というようところが当たり前となっていくのかなとなっているので、そういったところの中においてどのように書き込めるかわからないが、包括的に断らない相談というものを打ち出していくことは大事なのかなと。子どもの部局のところだけではなくはなっていると思うが、そういったところは一定程度受けとめる、受け入れるではないが、まずは受けとめるみたいな形のもので、相談窓口が対応するということは、何らか入れられるのであれば入れていただくといいのかなと思った。

あとは、予算的な部分に関して、別資料、地域共生社会の検討会の資料、まさに縦割りを縦割りじゃなくて、属性や世代を問わないという形の相談窓口に、各自治体の強み、弱みの中において、どこの相談のところに予算を多く入れて、どこを少なく入れてというようところも、自治体の判断でできるというふうに変わっていく。その中において一定程度断らない相談を実現するために、一定程度こういった一括補助金という形で、高齢も障害も子どもも困窮もという形で、手を挙げればできるというような方向で今国は検討しているようだ。そうしたことも踏まえた上で、何らか仙台市としても、この部分に関して力を入れるぞということで頑張ってもらえるようなことが、計画に入れ込めるかどうかかわからないが、一応そういったものが何らか必要になってくるのではないかという部分、ちょっと方向性としてどこまで書き込めるのかわからないが気になった。まずは受けとめるところを、相談窓口でもちゃんと受けとめるよ、断らないよということができるよう感じになればいいのではないかと思っていた。

菅田賢治座長

ソーシャルワークの世界も今はスペシャリストよりもゼネラリスト志向ということで、ゼネラリストソーシャルワーカーを志向するというので、ゼネラリストというのを訳すと、今おっしゃったように、総合的かつ包括的ということである。そういう支援が必要だということである聞いた。

米山健司委員

方向性3の「子どもの育ちと子育てへの支援」の中で、教育委員会のスタンスとして具体的教育費軽減についてはどのような考えを持っているのか、教育委員会サイドの予算についての考え方や、施策の考え方が弱い感じがしている。ひとり親家庭の方、特に高校、大学などの教育費の問題が一番深刻だという声も聞く。一方、義務教育であれば、当然市の予算化というのは絶対、財源の裏づけがないと何とも進まないものだから、その辺の義務教育での仙台市の取り組み、あとできれば給付型の奨学金の検討とか、その辺まで考えをお持ちなのかどうか、その辺が見えてこないところがある。

子供家庭支援課長

国の動きではあるが、来年度から授業料等の減免制度の創設だとか、あとは給付型奨学金の支給の枠の拡充という形で、新制度が来年度から始まるという中であって、本市の姿勢としては、就学機会の確保だとか、家計の状況に影響を受けない、そういったところの子どもたちの就学機会の部分は、まず国の役割であろうと認識している。本市の担当部局では、こうした国の拡充の支援策の推移を注視しながら、今後の対応を考えていきたいというスタンスで、漠としたところであるが、こうした視点を持っていると聞いている。

子供育成部長

共生社会のほうは、おっしゃられるように地域包括ケアサービスが始まったあたりから、あるいは生活困窮者自立支援法あたりから、個々のものではなく、少し包括的にやっていこうという中で、今国のほうで地域共生社会構想というのをどういう形になるのかわからないが、議論されているというのは承知している。

ただ、我々のほうでどうしてもひとり親のプランなので、そこまで視野を広げるというのはなかなか難しいが、恐らくは役所で考えると、今まさに1年おくれで総合計画を策定していて、それは仙台市の全ての施策分野にまたがるものであるもので、そういったところでは恐らく、より、どうしても我々も子供未来局という縦割りになりがちであるが、総合計画自体は全部含まなければいけないので、そういったところで共生社会的なニュアンスというか、そこに向けて市としてどうしていくのかというのを多分議論されていくのかなというところもあるので、そこは我々のほうから申し伝えておくと、このひとり親プランの中で端的にそれを入れるのはちょっと難しいかなと。ただ、理念というのはまさにおっしゃるとおりで、座長が申されるスペシャリストも必要だけれども、何でもよろず承りな人も必要な時代になっているのだなとは思いますが、そこは表現として入れられるかどうかあれだが、お考えはよくわかった。

事務局

高等教育の学費についての1点補足だが、国のほうで給付型奨学金、授業料減免の制度を広げようとする中で、学校を通じた情報発信をされているが、なかなか家庭、子どもに情報が行

き渡らないという課題意識は国のほうでもあって、前回の協議会でも委員の一部からあった、子どもが家庭で、子ども自身は主力なメンバーとして立ち直る力を持っている場合もあつたりするので、子どもに対する情報発信が大事だという意識もあるので、本市としてもそういった情報の発信、区役所とかいろいろツールを通じて、国の事業ではあるが、そういった情報発信は個別に対応していきたいと思っている。プランの中で、国の施策であるため記述は具体的にはないが、実際としては国と連携した給付型奨学金の情報発信に努めていきたいと思っている。

菅田賢治座長

今お話あったとおり、国が来年度から実施する給付型の高等教育の返還なくていい奨学金だが、今は入学前に申請するという面倒なのである。それが、入学した後でも申請できるということ、今現在は給付は1本しかない。年収に応じての給付であるが、それを年収に応じて3段階に分けて、全額給付とそれから年収に応じて2分の1給付、3分の1給付という段階に分けるということで、非常に今よりは利用しやすい制度になる。それは文部科学省がホームページで出しているが、私も実際に文部科学省の役人から説明は受けたが、もう少し広くSNSを使って、若い人たちもそういう情報に接するようなPRをしてほしいということはお話した。仙台市でもそういうことを情報発信していただけるとありがたいと思う。ぜひ利用してほしい制度になっていくのかなと思っている。

門間尚子委員

情報発信のことで、今までどちらかというところと役所や関係機関であるとか、それからひとり親世帯のお父さん、お母さんというところを主に話し合いが進められてきたと思うが、今事務局からもお話があったが、子どもたちにアクセスしていくということが非常に重要だと思っている。小学校の中学年以上になってくると、情報さえあれば自分で選ぶとか、自分の将来を考えられるような年ごろになってくるので、例えば親御さんが、アルコール依存になったときに、こういうところにSOSを出せるよ、相談できるよとか、それから中学校で部活をしたいけど必要な用具やユニフォームをそろえるお金がなくて僕は部活をあきらめなくてはいけないのかな、そんな気持ちになったときはこういう手立てがあるというような、子ども向けの冊子が「うえるびい」と同じようにあったらいいなと思っている。実際に他県では、自治体が主導ではないが、そういったものが幾つもの団体や機関から発行され始まっている。イラストが多用されていて、ご飯が食べられなくなったらどうしたらいいのかとか、いじめにあったときにどうしたらいいのかという子どもの抱える課題、問題に対して、子ども向けにわかりやすく、こんな制度、こんな機関があるという情報が掲載されているものがあるので、もしよろしければ、「うえるびい」の子ども用の冊子の作成などをお願いしたい。それと、こどもたちむけの情報発信というと、すぐにSNSとってしまうところはあるが、困窮世帯の子どもたちはSNSにアクセスするスマホなどのツールを持っていないことも少なくない。情報発信の媒体を限定してしまうことは、情報を受け取る相手を限定してしまったり、時には情報からの孤立が進むこともある

ので、ぜひ複数の媒体を使って子どもたちに情報発信をしていただきたいと思う。

菅田賢治座長

そのほか。

三浦じゅん委員

第2章だが、22、23ページの課題のところ、図表などの引用をされているのはいいと思うが、その前の1番の4ページ以降から始まる現状のところ、たくさんグラフや図表が掲載されている。ただ、課題のところ引用されているのは、その現状で提示されているもののほんの一部にしか過ぎない。例えば4ページ目、5ページ目のひとり親と子どもの形式的な数字等は引用しないことがあってもいいと思うが、その後に掲載されている表は、課題に使わないなら要らないのではないか。もしも掲載するのであれば、課題にきちんと結びつける形で説明してもらいたい。例えば、7ページ以降の図表で言うと、図表8、9、10は使われていない。あと、アンケート結果で自由記載もあるが、そういったのも使われていないのも結構あるし、13ページ目の図表14、15は使われていない。14ページ目の図表16も使われていない。20ページ目の図表21や、アンケート調査の自由記載欄のヒアリング調査の結果も使われていないように読み取った。こんなに使われていないのに、現状のところこういったのを出す必要性がそもそもあるのかというところが疑問であるがどうなのか。

現状の分析というのは、課題を抽出するために必要なものと受け取ってはいるが、そうすると使っていない図表はカットするか、もしくはこれも使った上で、引用した上で課題のところを書いたほうが意味のある記載になるのではないかという意見である。裁判などでは必要な証拠しか機械的に出さない。ベストエビデンスという考え方があるが、裁判で使わない証拠は出しても意味がないという観点からの指摘である。

菅田賢治座長

個人的に言わせていただくと、母子生活支援施設も全国調査を2年に1回やっている。一般の世帯との比較というときに、施設と一般社会で暮らす母子家庭との違いがわかるので、私としてはありがたい。

三浦じゅん委員

資料としての意味があるということであればいいと思うが、この冊子全体の構成からすると、課題を導くための図表なのかなと読み取らせていただいたところからの意見なので、特にいいということであれば問題はない。

子供家庭支援課長

今委員からご指摘いただいたところ、第2章で2番の課題ということで最後のほうに集約す

る形でまとめている。その前にある指標類は、課題を抽出するためということではもちろんあるが、そのひとり親世帯を取り巻く環境や、現状、背景など、そういったところを深く読むための指標としても意味があるだろうという趣旨であり、こうした形にさせていただきたいと思っている。

三浦じゅん委員

もしも指標ということであれば、もう少し現状のところの評価を入れてもいいのかなと思っただころで、引用はされているが、例えば7ページの図表6で、平成29年の年間就労収入が200万円未満の世帯の割合ということを書いてあるが、一見すると改善しているから、これでよい、改善していて何が問題なのかとも読める。実際にはそうでないが、16ポイント改善しているが、やはり高い割合にあるとか、もう少し踏み込んだ分析をしてもいいのかなと思った。

子供家庭支援課長

各ページの網かけになっている文章の中では、コメントというところで、そこから読み取れるところを文章で記載しているが、もう少しわかりやすくという部分で表現を見直すなど検討してみたいと思う。

菅田賢治座長

それでは、進めさせていただく。

第4章ひとり親家庭等の自立促進のための施策ということで、具体的な施策の体系と施策の内容ということで記載されている。この辺いろいろご意見あると思うが。

加藤和子委員

資料32ページだが、課題をもとにさまざまな具体的な施策が載せられているが、私初めて参加して、例えばこのアンケートにもあった、実際の子どもに期待する学歴と現実のギャップという部分から、そこを支援しようとする(3)①の中学生を対象としたとか、あと高校生である。先ほどあったように、高等教育無償化の動きはあるが、中退してしまっただけは何ともならないのだが、中退という学力の問題と、いろいろ障害も含まれているかもしれないが、ここに書いてある退学未然防止等事業の内容というのか、実際どこで誰が何をしているのかみたいな、件数としてはどんなという、その実はすごくこれは大事だろうなと思って見ていたのだが、これどういうことなのだろうというのが見つけられなかったのだから、これはどういう事業なのか。

事務局

中学生の学習サポート事業と高校生の中退事業は特殊で、対象者が困窮層に限った事業となっている。実際は拠点を置いて、そこでボランティアなどを中心に宿題支援とか、あるいは学校に通学する悩みを聞いたりとか、そこにソーシャルワーカーが入って、家庭、保護者も含め

た支援をするという事業をしているが、対象者が困窮者に限定しているという事情があって、事業の広報をしていないという特殊な事業である。NPO法人アスイクというところに委託という形式でやっているが、これは各種事業の中でこれだけ特殊で、市のホームページに載っていないという特別な事業である。拠点は非公開でやっている。そこに行っているということが、いわば差別というか、そこに通う子どもたちには配慮が必要なので、会場を非公表として、事業としてはこういった形で一部事業名として出てくる部分があるが、広くこういうことをやっているということを広報していない。実際はリーフレットを使って、対象世帯、対象児童に個別に情報を入れて、こういった学習支援事業をしているので、ここでやっているの、来ないかというご案内をしていて、この2つの事業だけ特別な事業で、ほかの政令市でも似たようなことはやっているが、各市こういった情報、この事業は余り周知しないという特殊な事業である。

子供育成部長

基本的には生活保護世帯がメインターゲットになっているので、それこそ事業でこういうのがあると、さっき言っていたような、オープンな場合は周知することがなかなかできない。そうすると、Aさんが「はい、僕行きます」って、そういう家庭、あるいは周りの人がサジェスチョンで、オープンなところでこういう事業がありますよというのは、そういうふうの名指ししていることになるので、なかなか前向きな広報ができない内容になっている。場所についても、普通の塾であれば、行っていればあれだけれども、そこに通っているということが生活保護家庭なり、児童扶養手当の全部支給家庭なりというのが明示的になってしまう部分があるので、あえてブラインドでやっているような事業になっている。

加藤和子委員

私個人の感覚だと、子ども食堂の展開もそうだが、今の話にすごく違和感があるが、差別感を与えないようにオープンにしないという、その施策の限定バージョンというのが、逆にすごく、もっと広いニーズのある人たちに、さっきの情報が届かないのでは。

子供育成部長

子ども食堂は誰が来てもいいのだが、この事業は、一般の人はお断りしなければいけない。そういう施策である。だから、対象者が、これも国補助入っている事業であるが、対象者が限られている。子ども食堂は生活保護家庭もひとり親家庭もいっぱいいて、普通の家庭が来ても何の問題もないが、ここでは事業対象として一般の家庭の方は受け入れられないのである。

加藤和子委員

そうすると、この施策は、つなぐ・つながる子どもの応援プランにも当然入っているわけだよ、貧困のものなので。

子供育成部長

入っている。

加藤和子委員

何か、理解が及ばない部分があるが。

子供育成部長

ただ、違和感を持たれるというのもわからなくはないが、行政サイドとしてはなかなかどう
いう形がいいのかなというのは、むずかしいところがあるが……。

事務局

差別をすること自体が悪いという気持ちはわかるが、現状は。

子供育成部長

おっしゃられる違和感はわかるが、どうしても役所としてはなかなか、先ほど言ったように、
これ国の事業なので、どこの政令市とかどこの自治体もやっているが……。

加藤和子委員

これ、国なのですか、国から予算が出ている施策。

子供育成部長

国の施策である。なので、全国どこでもやっているが、非常に知名度が低いと思う。それは、
全国どこでも広報していないからである。

加藤和子委員

さっき見てもらったとおり、生活保護対象家族の、その上のグレーゾーンの貧困家庭が、ひ
と親家庭は圧倒的なのである。だから何かすごく違和感がある。

米山健司委員

現場サイドでいくと、これは今部長がおっしゃられたとおり、国の制度でこういうふうに対
象を限定してやっているの、国の制度をそのままやるということであれば、このとおりなの
である。ただ、都道府県の母子福祉連合会のレベルでいくと、自治体によっては持ち出しをし
て、ひとり親家庭の子なら誰でもいいということで、都道府県母連に事業を委託しているところ
もある。そういうところは生活保護世帯と限定しないで、ひとり親家庭という限定はあるが、
誰でも来ていいよということで、県母連が学習支援の事業をやっているところもある。そうい

うところは割とオープンにしてやっているところもある。その辺は自治体によって。

事務局

自治体の運営形態にもいろいろあって、例えば宮城県でも同じようなことはしているが、県はもうちょっと対象が広い。それは、圏域で集まってくると、子どもたちの密度とかの関係で、ある程度ライト層まで対象を受け入れられるが、仙台市ぐらいの密度の中で、よりニーズがある子たちを集めようとしたときに、かなりコア層になってしまうので、なかなかパイを広げづらいという事情があるのと、そういった子たちが狭い範囲から集まるので、プライバシー上の配慮が必要になってくるとか、少し自治体によって運営のあり方はまちまちの部分があるが、仙台市の現状としては、配慮が要る子たちが中心になっているという状況になっている。また世の中の見方とか事業の運営の仕方が変わってくると、もしかしたら別な事業の情報の出し方というのはあると思うが、現時点ではそういった割とクローズした形で情報の扱いをしている。

菅田賢治座長

非公開の施策というのも、やはり自治体としてはやらざるを得ないところもあるのかなと思うし、例えば仙台市のDV相談センターは非公開である。委託団体すら公開していない。そういうものもあるのかなと思う。

あと、高校生の中退で1つ多いのが、私は別な会議でもよく聞くが、いわゆる妊娠退学である。この妊娠退学をどう防いでいくか。妊娠したら、もうすぐ退学という高校が多い中で、退学しないで高校を卒業できるような方策ってあると思うが、それがきちんと議論されていないというところがあるなと思って見ている。

ここは細かいところであるから、どうぞ意見を出してください。

門間尚子委員

この事業をされて、仙台市内の中退のパーセンテージだとか、そういったものは大きく変化が見られたということは、もう出ているのか。

事務局

ちょっと表に出しているものではないが、比べづらいが、生活保護世帯だと中退率が5, 6, 7%ぐらいだが、うちの事業で接触できている子だと1%とか、2%という形で毎年なっているので、いわゆる困窮層の子たちよりは、統計的にはいい数字が出ている。ただ、一般の子たちと同じようなところまで行っているかという、なかなかそうではないので、もうちょっとケースワークとか、やりたいという思いはある。

門間尚子委員

今後ということだが、生活保護以外の、先ほど加藤委員からも出たが、生活保護を受けてい

ない、ダブル、トリプルワークの収入で何とか生活保護から抜けているぎりぎりのラインで生活を営まれているひとり親世帯のご家庭のお子さんまで対象を広げることはお考えなのかということ。

ここ一年ほど関わらせていただいている活動として、今、仙台市内のいくつかの地域で、地域の方が中学校の中に入って行って、生徒向けに朝ごはんを提供したり、放課後にカフェを行ったりするということが始まっている。中退など子どもたちが何らかの悩みや心配、課題や困難を抱えた時に、学校や家庭だけではなく地域も寄り添ったり、応援できるような、子どもたちとの顔の見える関係づくりのきっかけになるのではないかと考えている。今年5月からは仙台市立柳生中学校で「朝ごはんカフェ」が始まった。11月からは仙台市立鶴谷中学校で「放課後カフェ」が始まる。子どもたちが今後、何かしら困難な状況に直面するかもしれないということを想定して、生活保護世帯やひとり親世帯の子どもたちに限定せずに子どもたちを応援していくことを仙台市としてはお考えなのか、今後の事業展開の中でおありでしたか。

子供育成部長

対象は、正しくは生活保護、プラス、児童扶養手当全部支給である。全部支給なので、一定の収入まで。ただ、一部支給ではないのでなかなかあれなのだが、なので全部支給対象の母子家庭なり父子家庭、父子家庭は少ないと思うが、母子家庭の方は対象になるが、先ほども言ったように、全体の生活保護世帯でもそれなりの相当のパイがあるし、全部支給、さらに一部支給となると相当なパイになるので、多分現実的には、現状ではそこまでというのは難しいと思う。

門間尚子委員

今後5年の間にもそこまではできないということか。

子供育成部長

難しいと思う。

事務局

会場の広さとか、あと学生ボランティアとかを動員しているが、それも今100人単位で常時稼働しているが、そこを3倍にできるかといったときに、仙台のいろいろな力が問われるのだろうなというところがある。

子供育成部長

なので、これも先ほどの繰り返しになるが、国の補助が2分の1で、国のもとでやって、それで国の基準のもとにやると国から半分もらえるが、国の制度が変われば別な部分と、あと先ほど立岡委員からあったように、多分これは本当に中途退学防止に絞った国の施策なのだが、

恐らくはもっといろんなことが絡んでいるのだと思う、そのご家庭というのは。それだけではない。そっちの方向も、このプランとは離れるところがあると思うが、この個別事業でいうと、現状維持かなという感じはする。

門間尚子委員

もし広がれば、先ほど座長からお話があった、妊娠による高校中退とか、そういった子どもたちにもアクセスしたり、万が一そうなったときの予防策になるのではないかと思ったので、伺った。

菅田賢治座長

先ほど数字も言っていたが、きちんと結果を出している事業だということで認識させていただいた。今、門間委員からもあったように、できるだけ裾野を広げられればいいというのが、本当に私もそう思っている。

ほかにご意見あるか。

粥川登喜子委員

36ページの「(4) 養育上の課題を有する家庭への支援」の「④障害者保健福祉等の施策」との連携というところだが、4こま目、スクールカウンセラーのところがあるが、もし可能ならここに、再掲にはなってしまうが、スクールソーシャルワーカーの役割も入れていただくと、よりいいかなと思う。というのは、私どものセンターには、お母様自身が精神障害を持っていて、その息子さんや娘さんからの相談もあるが、先ほどのお話にもあったように、お母さんが制度がよくわからなくて、お子さん自身が問い合わせしてくる。最近は奨学金の問題が多いが、給付型の奨学金がもう締め切られてしまったようだがどうしたらいいか問い合わせを受け、学校に相談してください、スクールソーシャルワーカーに相談してくださいと戻すのだが、なかなか制度が始まったばかりで、学校の現場でもちょっと錯綜しているようだという話になっている。

なので、スクールソーシャルワーカーがそのヤングケアラーとなっている中学生、高校生のお子さんたちに対して、ソーシャルワークがやっぱり重要になっているのかなと感じているので、もちろんカウンセラーを通してソーシャルワーカーにつながるとは思うが、精神保健福祉等の施策の中に、ソーシャルワークの観点を少し、お子さんの現場から入れていただくと、つながりやすいかなと感じている。これは現場からの感想である。

あと、もう1点だけである。先ほどの2章に戻るのだが、2章の課題である。これが、ひとり親家庭の抱えている困難だったり、問題に焦点が当たっているように見えるが、施策における課題、例えば私たちのセンターが一番ちょっと……、また反省点だが、18ページの母子家庭相談支援センターの認知度、制度を知らなかったので利用しなかった、もしくは利用したことがあるというパーセンテージが非常に低いことがとても問題だと思うので、公的制度の認知度

がどうして低いのかという検証もあるので、そこが課題だと捉えて、1年に10%ずつ上げていくとか、そういった課題と捉えて数値目標を出すということが、個人的には母子家庭相談支援センターにおいてはやらなければいけないと感じているので、課題のところが、ひとり親家庭の課題だけではなく、施策の課題についてもアンケート結果を反映した課題を設定していただくと、やりやすいかなという感じた。そういう仕立てになっていなければ、申しわけない、見当違いであるが、以上である。

子供家庭支援課長

まず、スクールソーシャルワーカーの書き込みだが、最終案に向けてこの場所がいいのか、それとも施策の1つ目のところの総合的な相談支援と情報提供というところに書いたほうがいいのかなど、少し検討させていただきたいと思う。

制度の認知度合いに関する課題であるが、2番の課題の中、今のひとり親家庭を取り巻いている環境の中から抽出された課題というところで4点掲げているが、その制度の認知度合いというのは、全てにわたってかかわってくるようなところもあるので、そうした背景もあるというところを、この表現の中で少し落とし込めるかどうか、少し考えさせていただきたいと思う。

米山健司委員

28ページの②の支援体制の充実の窓口・制度につなげる相談支援体制づくりのところだが、私がイメージしているのは、例えば離婚届を区役所の戸籍担当係に持ってきて離婚届を出したら、その後は「では子ども家庭支援課に回ってください」という程度のご案内、そっちに行ってくださいという程度のご案内にしているのか、その辺わからないのだが、本当に最低限必要な施策の情報を伝えるのであれば、時間がないというのであれば別だが、離婚届を出しに来られた方に、その時点で基本的な児童扶養手当なり、子どもの医療費の問題なり、最低限の施策制度はそこでお伝えして、こういう制度があるとか、こういう窓口があるということは、その場でお伝えするというのをルール化しておかないと、単に相談しやすい環境づくりだけでは伝わらないと思うが、いかがか。書きぶりにしても、もう少し情報をきちんと伝えるというスタンスを入れ込んででもいいのかなという感じもしている。

子供家庭支援課長

区役所でのそういった手続に来られた方について、最初の窓口で受けたところが次の手続を案内するという流れになっている。子ども・子育て世帯の方々であれば、各区の家庭健康課に総合相談窓口があって、そこに行っていたときに、あとはその相談員の方が、この家庭についても必要な情報提供とか、あとは手続案内などを丁寧に説明するような形で対応している。

この窓口制度につながる相談支援体制づくりというところで捉えて言っていることは、区役所での窓口案内だけではなくて、地域において行政の窓口、手続があるのに、なかなかそこに

つながってこないような家庭とか、そういった家庭にきちんと情報を提供して理解してもらい、必要な支援までつなげていけるような、そういった仕組みづくりを念頭に置いた書きぶりになっている。趣旨が伝わりづらいところがあれば、表現の工夫を検討してみたい。

立岡学委員

この中においてやっぱりアウトリーチという記載がない。相談は待っているだけではなくて、当然ながら配慮は必要だと思うが、包括的、総合的支援という手法の中には、基本的に待っているだけではなくて、アウトリーチしていくのだと、場合によってはアウトリーチ相談が当たり前なのだというのが、当然ながらそういうふうになっているだろうと思う。相談窓口の充実とか、総合的な支援施策の展開のところに、アウトリーチを含むみたいな形の記載があると、実際にさまざまな相談窓口でやれるかやれないか、委託を受けているところに、仕様書に書いているかとかは別にして、とりあえずアウトリーチを含む形の中において相談を拡充させていくのだというようなことは、記載しても何ら問題はないのではないかと。むしろそれが時代として求められているのではないかと思うので、いろんな相談があったときには、アウトリーチを含むというようなことがあるといいのかなと思ったのが1点である。

それと、個別で言うと29ページだが、下のほうで仙台市民間賃貸住宅入居支援制度、前回の検討会でも居住支援の話をしているが、ここに円滑な入居のため協力会員（不動産業者）や協力保証会社に関する情報提供を行うとあるが、実際は本来別なこと、住宅確保用配慮者向けのための支援ということで、新たに居住支援法人というのができたから、本当は登録した住宅、断らない住宅のための法人だが、居住支援法人というのもこの中に記載するというのが、協力保証会社、居住支援法人に関するとかというような形の情報提供はありなのかなと思う。

それと、ここはちょっとわからないので教えてもらいたいところなのだが、市営住宅の入居に関して優遇するという形、今現在やられているかわからないのだが、連帯保証人の問題って多分あると思う。緊急連絡先、連帯保証人とかの問題、多分市営住宅に入居する際、生活保護を受けていたら、いろいろケースワーカーがかかわるから、その辺多分、保護だったら大丈夫だのような感じだと思うが、多分一定程度収入ある方だと、連帯保証人を求められる感じなのだが、このところを民間で連帯保証人をつけるのは難しいといってるのに、公営住宅で連帯保証人をつけるというのはどうしたものなのかと思っているので、ある意味今後いろいろ議論はあると思う。公営住宅に関しても、民法改正の伴う部分の中において、いろいろそこで変わってくる中において、やっぱりひとり親の方で誰も頼ることができない、連帯保証人をつけることができないというような人のことも想定した上で、何らかの優遇してもらう必要はあるのかなと思う。都市整備局といろいろ調整をしていただいで、そうなる入りやすくなるかな。公営住宅こそセーフティネットであるべきだと思うので、ぜひともその辺は検討いただきたい。

菅田賢治座長

残り5分となったので、そろそろ、どうしても伺いたいということ、門間委員どうぞ。

門間尚子委員

就職が決まっても、ひとり親世帯の方は保証人を2人つけてくれと採用された事業所からいわれた、との話をひとり親の方から伺った。これを公的な部分でサポートできるものはないか。今のところ、保証人協会をお願いしているが、そうするとお金の負担があるので、保証人が要るようなところはもともとエントリーしない、応募しないというようなこともあるし、それから面接のときに必ず保証人が必要ですかという質問をせざるを得ないお父さん、お母さんがおられる。それを言うことによって、逆に企業側から不信感やマイナス印象を持たれるということが出てきているので、住居だけではなくて、就労の際の保証人というところも、難しいとは思いますが、ご検討を今後いただけないか。

菅田賢治座長

第5章に進む。

計画推進のためにということで、今後の推進について4つの記載があるが、何かご意見、ご質問等あるか。

門間尚子委員

第5章の1番、関係他分野との連携というところで、地域という文言を入れていただけないかと思った。地域のさまざまな自治会とかを含めて、そういったところとの連携、NPOは入っているが、地縁組織の部分が入っていなかったのも、もしよろしければ、地域と入れていただきたい。

子供家庭支援課長

表現を見直していきたい。

三浦じゅん委員

1の関係他分野の同じところに、法律という記載がないので、最後でもいいので、法律分野も入れていただければいいかなと思った。

菅田賢治座長

法律、法務分野もそうであるし、あとは医療との関係も、もし書き込めるのであれば、その3つを、次の段落では地域というのをに入れてほしいということだったので。

子供家庭支援課長

表現を検討させていただく。

菅田賢治座長

それでは、資料1-2の概要版について、何かご意見、ご質問等あるか。

これはエキスを抽出したものである。恐らく多くの方はこれをご覧になると思う。ないか。

(「なし」の声あり)

それでは、協議事項②のパブリックコメント手続きの実施について、事務局から説明をお願いします。

②パブリックコメント手続きの実施について

資料2に基づき、子供家庭支援課長が説明。

(質疑応答)

菅田賢治座長

パブリックコメントについて今説明があったが、ご意見、ご質問等あるか。

立岡学委員

流れとしては27日まで受け付けて、いつ頃からホームページに回答を掲載し、最後の取りまとめは1月から2月ということになるのか。

子供家庭支援課長

1月から2月にかけてということ考えていた。

立岡学委員

最終的に、座長から市長に渡すのか。

事務局

2月上旬に次の最後の協議会を予定しており、そこで最終案という形で協議会でまとめたいただき、それを仙台市として意見として受けて、その内容を踏まえて最終決定をするという方向になる。

菅田賢治座長

では、よろしいか。そういう段取りでいくようである。

3 その他

菅田賢治座長

では、最後に3のその他ということで、皆様から何か発言しておきたいところはないか。事

務局からは何かあるか。

(「なし」の声あり)

では、以上で本日の協議を終了したいと思う。

それでは、進行を事務局にお返りする。

4 閉会

会議録署名委員

菅田 賢治

会議録署名委員

君島 昌志